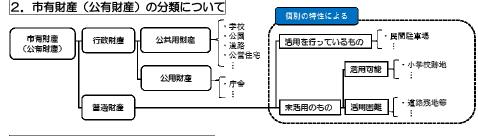
# 大東市市有財産(公有財産)利活用基本方針 【概要版】

# 1. 目的

今後、大東市がまちとしての機能を維持し、発展していくためには、人口増加につながる様々な施策に取り組むとともに、限られた財源や市有財産(公有財産)をいかに有効かつ効果的に利活用できるかが重要です。よって、ここでは市有財産(公有財産)の利活用により最大の効果・効用を得るための取得、管理、処分に関する基本方針を定めます。



#### 3. 市有財産(公有財産)の現状と課題

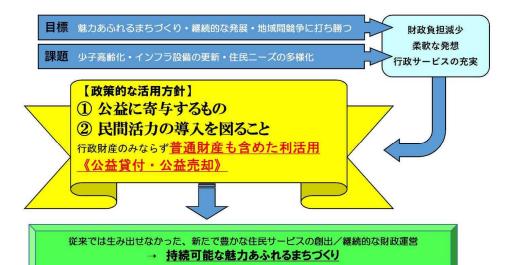
費用面【維持管理費用等】

職員のコスト意識希薄化

景観の悪化や地域活性化の阻害

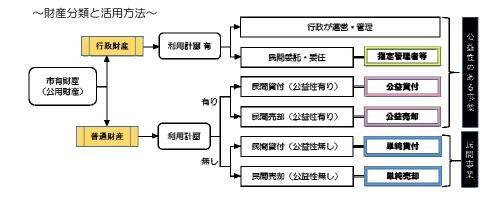
## 4. 市有財産(公有財産)の取扱い方針について

### 〔市有財産(公有財産)の重点政策方針〕



# 5. 取得、管理、処分の具体的な方法について





# 6. 貸付や処分の取扱いについて

分類内容	価格設定		相手方の決定
	貸付	売 却	相手力の決定
原則	公有財産台帳登載価格、または鑑定 価格に応じた実勢価格 ただし、路線価や公示地価を基礎 とする価格を用いる事も可能	鑑定価格に応じた実勢価格	競争入札落札者
例 外 ① 【実勢価格に ついて】		<ol> <li>広大な土地や建物、また高額になると予想される物件には2社以上の鑑定価格に応じた実勢価格</li> <li>狭小な土地建物等の場合は、路線価や公示地価を基礎とする価格</li> </ol>	市の施策として公 益・公共的に特に必要 とされる場合を前提と し、客観的な公平性が 担保され、随意の 担保され、随意の は、多契約に よる契約が よる契約が よる契約が
例 外 ② 【減額に ついて】	地方自治法に基づく議会の議決、または「財産の交換、譲与、無償貸付等に 関する条例」の規定に基づいた減額		<mark>遂行に最も有効な選択</mark> である場合

※入札により、各価格が、実勢価格に準じた価格を上回ることは妨げない

# 7. 市有財産(公有財産)の利活用における市の責務

市有財産(公有財産)について基本方針を徹底して遵守し、利活用することを前提に、新たな価値を創造していく。